

不完全な位置指定道路の取扱い

鳥取市都市整備部建築指導課

(目的)

第1 この取扱いは、建築基準法第42条第1項第五号の規定による道路（以下、「指定道路」という。）において、現況の幅員又は指定の長さ等について、指定道路調書と相違する場合に、その具体的取扱いを定めて、位置指定道路の確保をはかり、良好な市街地の環境に寄与することを目的とする。

(協議)

第2 指定道路の幅員及び延長等が、現況において指定道路調書と相違する場合、建築主は当該道路に接する敷地（建築主が建築行為を計画する敷地（以下、「計画敷地」という。）、対向の敷地及び計画敷地に隣接する敷地をいう。）、これらの敷地に存する建築物の所有者及び道路の所有者（以下、「関係者」という。）と指定道路の復元等について協議を行うものとする。

(調査)

第3 建築主は、計画敷地の前面の道路の現況の幅員及び境界について調査を行い、敷地の境界及び指定道路の中心線について関係者と協議を行ったうえ、指定道路の位置を確定させるものとする。

2 指定道路の位置が確定した場合、関係者は、道路の部分を分筆し登記することが望ましい。

(確定までの取扱い)

第4 協議を行った結果、前条の確定に至らない場合は、確定するまでの間、計画敷地側に一方後退とすることで道路の幅員を確保する。

2 前項において、後退部分には、建築物等（建築物、擁壁、門、塀、花壇等）を築造してはならない。また、計画敷地の後退部分に存する建築物等は除却しなければならない。

(報告)

第5 建築主は、建築物又は工作物の確認の申請を行う前に、協議の状況に応じ、次の各号に定める書面を特定行政庁に報告するものとする。

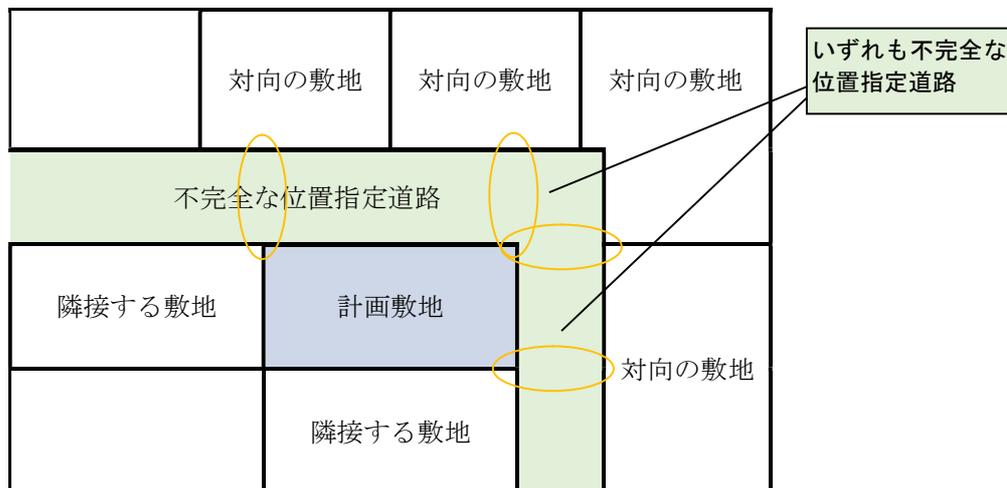
(1) 道路の中心線が確定した場合 協議確定報告書（様式第1号）

(2) 道路の中心線が確定しない場合 道路協議経過報告書・誓約書（様式第2号）

参考資料

[関係者] (取扱い第2)

- この取扱いでいう対向の敷地、隣接する敷地は次のとおりとする。ただし、計画敷地の端部の幅員が4 m以上で、4 mに満たない部分が計画敷地の前面のみの場合は、隣接する敷地を関係者から除くことができる。
- ○印の箇所（計画敷地の端部、道路の屈曲部）と幅員の最小部分の幅員を計測、記録し、報告書に添付する。



[指定道路の幅員]

- 指定道路の幅員とは、指定道路調書に記載されているものをいいます。したがって、復旧を要する幅員も指定道路の幅員です。

指定道路協議確定報告書

令和 年 月 日

特定行政庁
鳥取市長 様

報告者 住 所 _____
(建築主) 氏 名 _____
電話番号 _____

確認の申請をするにあたり、当該指定道路は、別図のとおり現況が、_____m～_____mであり、指定道路調書と相違しております。

この件については、別添図面のとおり指定道路を復元することで、下記の関係者と道路位置指定の範囲の確定の協議が成立しましたので、報告します。

建築行為の際は、復元境界線内の建築物（門、塀、擁壁、その他支障となる物を含む）の突出物は、すべて除却します。また、敷地又は建物等の所有権等の権利を第三者に移転する場合は、本協議事項の義務を責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は、すべて当事者間で処理します。

記

敷地の位置	鳥取市		
指定道路の位置	鳥取市		
告示番号	第 _____ 号	告示年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

関係者承諾欄

地番	権利関係	権利者		承諾印
		住 所	氏 名	

※欄が不足する場合は別様で作成すること。

添付書類等

- ・土地登記簿謄本（関係者すべて）
- ・計画敷地の配置図（道路の現況幅員・道路境界線、確定後の幅員・道路後退線を明示）
- ・現況写真（現況の境界、幅員がわかるもの）

指定道路協議経過書・誓約書

令和 年 月 日

特定行政庁
鳥取市長 様

報告者 住 所 _____
(建築主) 氏 名 _____
電話番号 _____

確認の申請をするにあたり、当該指定道路は、別図のとおり現況が、_____m～_____mであり、指定道路調書と相違しております。

この件については、関係者と復元の協議をしましたが、早急な解決が困難な状況です。

そこで、暫定措置として、別添図面のとおり私の計画敷地側に一方向に後退し、後退した敷地内の既存の建築物（門、塀、その他支障となる物を含む）の突出物は、すべて除却します。ただし、既存の擁壁（高さ_____m）の除却については、協議が確定後速やかに除却します。

また、今後とも協議を続行し解決時点で協議確定報告書を提出しますが、これ以前に敷地又は建物等の所有権等を第三者に移転する場合は、本協議事項の義務を責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は、すべて当事者間で処理します。

記

敷地の位置	鳥取市		
指定道路の位置	鳥取市		
告示番号	第 _____ 号	告示年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

添付書類等

- ・報告者の印鑑証明書
- ・土地登記簿謄本（関係者すべて）
- ・計画敷地の配置図（道路の現況幅員・道路境界線、一方後退とした道路後退線・幅員を明示）
- ・現況写真（現況の境界、幅員がわかるもの）